過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「同条第五項第一号」を「同条第四項第一号」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

三　法第二条第一項第三号に該当する市町村にあっては、四十億円

第一条第三項に次の一号を加える。

三　前項第三号の市町村にあっては、平成二十四年度の公営競技に係る収入の額

第二条中「含む。）」を「含む。以下この条において同じ。）、第二号及び第三号」に、「同号」を「同項各号」に改める。

第三条に次の一項を加える。

4　第一項及び第二項の規定は、法第二条第一項第三号に規定する数値を算定する場合について準用する。この場合において、第一項中「第二条第一項第一号本文（法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条第一項において同じ。）」とあるのは「第二条第一項第三号本文」と、同項第二号中「平成八年度から平成十年度まで（法第三十二条の規定により法第二条第一項第一号の規定を読み替えて適用する場合にあっては、法第三十二条に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年度内。次条第一項において同じ。）」とあるのは「平成二十二年度から平成二十四年度まで」と、第二項中「第二条第一項第一号イからニまで（法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第二条第一項第三号イからニまで」と、同項第一号中「第二条第一項第一号イ及びニ」とあるのは「第二条第一項第三号イ及びニ」と、同項第二号中「第二条第一項第一号ロ及びハ」とあるのは「第二条第一項第三号ロ及びハ」と読み替えるものとする。

第四条に次の一項を加える。

4　第一項及び第二項の規定は、法第二条第一項第三号に規定する数値を算定する場合について準用する。この場合において、第一項中「平成九年四月一日」とあるのは「平成二十三年四月一日」と、「第二条第一項第一号本文」とあるのは「第二条第一項第三号本文」と、「平成八年度から平成十年度まで」とあるのは「平成二十二年度から平成二十四年度まで」と、第二項中「昭和三十五年十月二日」とあるのは「昭和四十年十月二日」と、「第二条第一項第一号ただし書及び同号イからニまで（法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第二条第一項第三号ただし書及び同号イからニまで」と、「昭和三十五年の」とあるのは「昭和四十年の」と、「昭和四十五年」とあるのは「昭和六十年」と、「平成七年の人口（法第三十二条の規定により法第二条第一項第一号の規定を読み替えて適用する場合にあっては、法第三十二条に規定する基準年又は当該年から起算して二十五年若しくは三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口）」とあるのは「平成二十二年の人口」と読み替えるものとする。

第六条第二項第一号中「集落と公共施設」を「公共施設と」に改め、同項第二号中「公共施設」を「公共施設と」に改め、同条第四項中「第十二条第一項第十六号」を「第十二条第一項第二十一号」に改め、同条第五項中「第十二条第一項第十七号」を「第十二条第一項第二十二号」に改め、同条第六項中「第十二条第一項第十八号」を「第十二条第一項第二十三号」に改め、同項中第十号を第十二号とし、第二号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　集落と集落又は公共施設とを結ぶ市町村が管理する都道府県道（融雪施設その他の道路の附属物を含む。次号において同じ。）

二　産業の振興に資する施設と集落又は公共施設とを結ぶ市町村が管理する都道府県道

附　則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

総務大臣　新藤　義孝
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十六号

沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七号）の施行に伴い、並びに沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第七号、第十一号及び第十二号、第二十八条第二項第二号及び第三号、第三十条第一項及び第四項、第四十三条第一項及び第五項、第四十四条第一項及び第四項、第五十五条第一項並びに第五十六条第一項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

目次中「金融業務特別地区」を「経済金融活性化特別地区」に改める。

第二条第三号中「この号及び第十一条第二項第三号へにおいて」を削り、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　移動端末設備（電気通信事業法第三十三条第一項に規定する移動端末設備をいう。）その他の電気通信設備に係るプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）の開発を行う企業等からの委託を受けて、当該プログラムがその実行により当該電気通信設備と他の電気通信設備とを接続する機能その他の予定する機能を発揮できるかどうかについての技術的な検証を行うことにより、当該企業等の行う当該プログラムの効率的な開発を支援する事業

第四条の二に次の一号を加える。

九　航空機整備業

第五条を削る。

第四条の三中「及び第八号」を「、第八号及び第九号」に改め、第一章中同条を第五条とする。

第九条中「第二十八条第一項」を「第二十八条第二項第二号」に改める。

第十条中「第二十九条第一項」を「第二十八条第二項第三号」に改める。

第十一条第一項中「十人」を「五人」に改め、同条第二項第二号中「情報通信産業特別地区」を「提出情報通信産業振興計画（法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画をいう。以下この項において同じ。）に定められた情報通信産業特別地区（法第二十八条第二項第三号に規定する情報通信産業特別地区をいう。以下この項において同じ。）」に改め、同項第三号及び第四号中「であって」の下に「提出情報通信産業振興計画に定められた」を加える。

第十二条第一項及び第二項中「主務大臣」を「沖縄県知事」に改め、同条第三項中「十人」を「五人」に、「主務大臣」を「沖縄県知事」に改める。

第十六条第一項中「国際物流拠点産業集積地域」を「提出国際物流拠点産業集積計画（法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画をいう。以下同じ。）に定められた国際物流拠点産業集積地域（法第四十一条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域をいう。以下同じ。）」に、「関税法第六十二条の八第一項」を「関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十二条の八第一項」に改め、同条第二項各号中「国際物流拠点産業集積地域」を「提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域」に改める。